

岐阜県で適用する最低賃金一覧



岐阜県最低賃金

最低賃金額
(時間額)

1,001円

発効年月日
R6.10.1

岐阜県最低賃金は、県内で働くすべての労働者に適用されます。ただし、下欄に掲げる産業に従事する労働者は、該当する特定(産業別)最低賃金と岐阜県最低賃金を比較して、いずれか高い方が適用となります。

特定(産業別)最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金の額(時間額)	発効年月日	適用除外(岐阜県最低賃金が適用されます。)
岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金	1,057円	R6.12.21	<ul style="list-style-type: none">・18歳未満又は65歳以上の者・雇入れ後3月未満の者であって、技能取得中のもの・清掃又は片付けの業務に主として従事する者・手作業による、選別、包装又はこれらに附帯する業務に主として従事する者・卓上における手作業による軽易な業務又は小型機械若しくは手工具を用いて行う軽易な部品加工又は組付の業務に主として従事する者
岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金	1,049円	R6.12.21	<ul style="list-style-type: none">・18歳未満又は65歳以上の者・雇入れ後3月未満の者であって、技能取得中のもの・清掃又は片付けの業務に主として従事する者・手作業による、選別、包装又はこれらに附帯する業務に主として従事する者・卓上における手作業による軽易な業務又は小型機械若しくは手工具を用いて行う軽易な部品加工又は組付の業務に主として従事する者

「岐阜県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金(965円)」の適用を受ける場合は、令和6年10月1日以降、この金額を上回る「岐阜県最低賃金(1,001円)」が適用されます。

注1 使用者は、労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

注2 複数の最低賃金が適用される場合は、金額の最も高いものが適用されます。

注3 派遣労働者は、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。

注4 実際に支払われる賃金額と最低賃金額の比較方法

・時間給の場合は、時間給と最低賃金額を比較します。

・月給等の場合は、所定内賃金から3手当(精皆動手当、通勤手当及び家族手当)を差し引いた賃金額を1時間当たりの金額に換算して最低賃金額と比較します。

この一覧表を常時作業場の見やすい場所に掲示してください

WEBで
確認!

最低賃金に関する
特設サイト

最低賃金制度 検索



最低賃金に関するお問い合わせは
岐阜労働局賃金室または
最寄りの労働基準監督署へ

岐阜労働局 賃金室 検索



賃金引上げ特設ページ
賃金引上げに向けた
支援策等を掲載しています。

賃金引上げ特設ページ 検索



岐阜労働局 賃金室 ☎058-245-8104

岐阜労働局 労働基準監督署

特定(産業別)最低賃金の適用業種

(産業名:日本標準産業分類 令和6年4月1日施行)

最低賃金の件名	産業名	番号	産業名(適用業種)	番号 産業名	番号 産業名	
岐阜県 電子部品・デバイス・ 電子回路、 電気機械器具、 情報通信機械器具 製造業最低賃金	電子部品・デバイス・ 電子回路製造業	E281	電子デバイス製造業	E280 左記産業に係る管理、 補助的経済活動を行う事業所	L7282 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が左記産業に分類されるものに限る。)	
		E282	電子部品製造業			
		E283	記録メディア製造業			
		E284	電子回路製造業			
		E285	ユニット部品製造業			
		E289	その他の電子部品・ デバイス・電子回路製造業			
	電気機械器具製造業 (適用除外産業: E294電球・ 電気照明器具 製造業)	E291	発電用・送電用・配電用 電気機械器具製造業	E290 左記産業に係る管理、 補助的経済活動を行う事業所		
		E292	産業用電気機械器具製造業			
		E293	民生用電気機械器具製造業			
		E295	電池製造業			
		E296	電子応用装置製造業			
		E297	電気計測器製造業			
		E299	その他の電気機械器具製造業			
	情報通信機械器具 製造業	E301	通信機械器具・ 同関連機械器具製造業	E300 左記産業に 係る管理、 補助的経済活動 を行う事業所		
		E302	映像・音響機械器具製造業			
		E303	電子計算機・同附属装置製造業			
	岐阜県自動車・ 同附属品製造業 最低賃金	自動車・同附属品 製造業	E311	自動車・同附属品製造業	E310 左記産業に 係る管理、 補助的経済活動 を行う事業所	L7282 純粋持株会社 (管理する全子会社を 通じての主要な経済活動が 左記産業に 分類されるものに限る。)
	岐阜県航空機・ 同附属品製造業 最低賃金	航空機・同附属品 製造業	E314	航空機・同附属品製造業	E310 左記産業に 係る管理、 補助的経済活動 を行う事業所	L7282 純粋持株会社 (管理する全子会社を 通じての主要な経済活動が 左記産業に 分類されるものに限る。)